

議案第 95 号

勝山市交通遺児年金支給条例の廃止について

勝山市交通遺児年金支給条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

制度創設から 50 年以上が経過し、交通事故による死亡者が減少している中で、平成 27 年度以降当該年金受給資格を有する者がいない状態が続いていること、また、遺族年金や保険制度、交通遺児を含む母子家庭等に対する各種福祉施策や支援策が整備されていることから、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市交通遺児年金支給条例を廃止する条例

勝山市交通遺児年金支給条例(昭和46年勝山市条例第5号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。